

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成23年2月4日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「北九州市長と教育委員長の連名で、文部科学省に対して、同省職員のAを、割愛人事によって、採用するに際しての下記のような依頼文書

- ① 文部科学省に対して依頼した依頼文書及びその起案文書
- ② 文部科学省に実際に提出した教育委員長名の平成14年3月11日付北九教総務第299号なる行政文書及びその起案文書

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成23年2月16日付けで、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成23年2月16日付け北九教総総第569号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成23年2月17日に受領した。

- 3 審査請求人は、平成23年3月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分 of 取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 本件処分は虚偽である。

その理由は、文部科学省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づき、上記A氏の割愛人事に関する行政文書を開示しているからである。

(2) 仮に、処分庁の主張が事実であるならば、北九州市教育委員会は、存在しない文書記号「北九教総務第299号」を使用した虚偽文書を作成し、教育委員長の公印を押捺したことになる。

(3) 北九州市教育委員会は、文部科学省からの割愛人事として、A氏の後任・Bの後任としてC学務部長を平成20年4月、採用している。処分庁は、このC氏の割愛人事に関する文部科学省からの行政文書は、開示している。

この事実からしても、A氏に関する行政文書を作成していないとの処分庁の主張は、虚偽であると言わざるを得ない。

(4) 教育委員会総務課のD係長（平成18年度教職員課管理係長）は、私と面談した折、A氏に関する割愛人事の文書が存在している事実を認めた。その上で、探しても見つからないと供述した。

(5) 文部科学省官僚・Aに関する割愛人事の案件は、教育委員会職員としての割愛人事である。あくまでも教育委員会が当事者である。よって、Aを教育委員会の職員として採用するに当たって、当該文書を作成するのは教育委員会である。

処分庁の市長事務部局の人事部が作成したとの主張は、言い逃れのための詭弁である。

(6) 市長名及び市長の公印を押印するのは、あくまでも、上級官庁である文部科学省に対する儀礼的な形式である。また、教育委員会は、市長から独立した外局でもある。最も深い関係にある部署は、教育委員会である。その証拠が、教育委員長印を使用している事実である。当然、起案は教育委員会が行い、その

上で、市長事務部局に持参して市長印を押印してもらい、それを受けて文部科学省に提出したものである。

- (7) 教育委員会事務局は、北九州市文書管理規則に従って、文書を起案作成しなければならない。そのために、文部科学省からAを割愛人事で「指導部長」として招へいするに際して、起案文書を作成し、教育長の決裁を得た文書を文部科学省に提出する仕組みである。決裁の途中で、文書記号が間違いであるならば、関係職員が指摘し、訂正するはずである。

処分庁が、北九州市文書管理規則違反の記号を使用した理由は、正規の文書記号・北九教総総を使用すれば、情報公開条例の対象の行政文書となり、Aに関する情報公開条例上秘密にはできない「知られたくない内容」を含んでいるためである、と言わざるを得ない。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- (1) 文部科学省からの割愛人事に関する文書については、総務市民局人事部人事課（現在は総務企画局人事部人事課に名称変更）が作成したものであり、教育委員会には、当該文書は存在していない。

なお、北九州市文書管理規則第16条では、2以上の局、部又は課に係る起案文書は、関係の最も深い課において作成する旨定められているところである。

- (2) 北九教総務という文書記号は存在しておらず、誤植であることが明白であることについては、本人に説明を行っているところである。

- (3) 審査請求人のD係長が「A氏に関する割愛人事の文書が存在している事実を認めた」という主張については、D係長は「文部科学省に提出した文書であるならば、決裁は教育委員会内にあるはずである。だが、見つからない。」と発言しただけである。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

北九州市長と教育委員会委員長の連名で、文部科学省に対して、同省職員であるA氏を、割愛人事によって、採用するに際しての、

- ① 文部科学省に対して依頼した依頼文書及びその起案文書
- ② 文部科学省に実際に提出した教育委員会委員長名の平成14年3月11日付け北九教総務第299号なる行政文書及びその起案文書

(2) 処分庁は、①、②いずれについても、作成しておらず、取得もしていないため、保有していないという理由で、不存在としている。また、②について、「北九教総務という文書記号は、存在しない。」と説明している。

2 本件事案の争点

審査請求人は、審査請求書に、平成22年10月6日に文部科学大臣より開示された文書「職員の割愛について（依頼）」（以下「本件依頼文書」という。）を添付している。

当審査会において見分したところ、本件依頼文書は、平成14年3月11日付けで北九州市長と北九州市教育委員会委員長が連名で、文部科学省大臣官房人事課長に対して、文部科学省のA職員（以下「本件職員」という。）を北九州市教育委員会事務局指導部長として任用したいので割愛するよう依頼する内容であり、「北九総人第335号」及び「北九教総務第299号」の文書記号が付されていることから、本件行政文書のうち、「文部科学省に対して依頼した依頼文書」及び「文部科学省に実際に提出した教育委員会委員長名の平成14年3月11日付け北九教総務第299号なる行政文書」はいずれも、文部科学省の保有する本件依頼文書であると認められる。

したがって、本件審査請求における争点は、次の2点に要約される。

(1) 本件依頼文書が本市に存在するか否か。（争点1）

(2) 本件依頼文書の起案文書（以下「本件起案文書」という。）が存在するか否か。（争点2）

3 本件依頼文書が本市に存在するか否かについての判断（争点1）

本件依頼文書が不存在であることについて、処分庁（教育委員会総務課）は、「当該文書は、市長事務局の総務市民局人事課で起案及び作成し、文部科学省に送

付したものである。処分庁では、作成も取得もしておらず、写しも保有していない。」と説明している。

当審査会において、総務企画局人事課に確認したところ、「当該文書は当課で起案し、教育委員会に合議した後に、原本を文部科学省に送付したものである。本件職員の任命権者は教育委員会であるが、教育委員会での部長級職員割愛の初めてのケースであったため、市長事務部局で起案して、市長と教育委員会委員長の連名で送付したと思われる。送付した原本の写しは取っていない。なお、現在では、割愛依頼は任命権者ごとに起案している。」とのことであった。また、教育委員会総務課の文書記号は「北九教総総」であるにもかかわらず、本件依頼文書では「北九教総務」となっていることについて、総務企画局人事課は「起案段階でのミスであると思われる。意図的にしたものではない。」と説明している。

そこで、当審査会の委員 2 名が処分庁と総務企画局人事課に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したが、いずれの場所にも本件依頼文書は存在せず、原本は市長事務部局が文部科学省に送付しており、処分庁では写しを取っていないという説明に矛盾は認められない。

したがって、本件依頼文書は、文部科学省で保管されており、本市には存在しないと認められるので、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

4 本件起案文書が存在するか否かについての判断（争点 2）

処分庁は、本件起案文書について、「市長事務部局（総務企画局人事課）で起案したものである。教育委員会では起案しておらず、写しも保有していない。」と説明している。

総務企画局人事課は、本件起案文書について、「当課で起案したものである。割愛依頼関係の起案文書のうち、人事委員会への提出文書等、その文書の存否が割愛職員の任免の効力に直接的に影響する内容の起案文書は保存種別第 1 種（保存期間 30 年）に位置づけているが、割愛を依頼する内容については、「人事関係照会・回答」として保存種別第 3 種（保存期間 5 年）に位置づけており、本件起案文書についても、保存期間を経過したため、既に廃棄している。」と説明している。

なお、総務企画局人事課は、「割愛職員の任免の効力に直接的に影響する内容の起案文書として、職員の採用選考を任命権者に委任するよう人事委員会に申請するための起案文書があるが、本件職員については、任命権者である教育委員会が起案しており、保存種別第 1 種（保存期間 30 年）として教育委員会では保管している。」と説明している。

そこで、当審査会の委員 2 名が処分庁に出向き、ファイリングキャビネット等

の实地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したところ、本件職員に係る採用選考を教育委員会に委任するよう人事委員会に申請するための起案文書は存在したが、この中に本件依頼文書を起案することについての記載は存在せず、他に本件依頼文書を起案した内容の文書は存在しなかった。

また、総務企画局人事課でも、ファイリングキャビネット等の实地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したが、本件依頼文書を起案した内容の文書は存在しなかった。

他に本件起案文書の存在をうかがわせるような特段の事情がない以上、本件起案文書は、総務企画局人事課で起案され、保存期間経過により廃棄されたものであり、処分庁では作成も取得もされていないと判断せざるを得ず、不存在とした処分は妥当と言わざるを得ない。

5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいとの申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者	高木 康衣
委 員	田村 奈々子
委 員	川本 利恵子
委 員	五十嵐 享平